



シンガポール での事業展開

～2019年度版～

04

はじめに

05

概観

09

事業組織形態

12

法人税及び個人所得税

21

就労及び入国

24

中央積立年金基金

25

お問い合わせ



目次





はじめに

シンガポール へようこそ

シンガポールを潜在力のある拠点としてビジネス進出や事業展開を検討するのは、賢明な選択です。世界銀行（The World Bank）のビジネス環境ランキング（2018年）では、シンガポールは世界2位にランキングされています。

シンガポールは高い教育水準の労働力、アジアにおける戦略的な地理条件、安定的な政治環境、優遇税制、ビジネス向きの法制、投資インセンティブ、ワールドクラスの空港やポート・ターミナルなどのインフラ、ASEAN参加国であること、トップクラスのインターナショナル・スクールや最先端の医療技術等、様々な魅力を持つ高品質な環境を有しています。

本書は、シンガポールへのビジネス進出時における主要点について解説する実用的なガイドラインであり、定期的に更新されます。

専門的な情報やアドバイスを求める場合、遠慮なく本ガイドラインの文末に記載された連絡先までご相談ください。

我々は、貴社のシンガポール進出を心よりお待ちしております。

DENIS USHER
Managing Partner of
Mazars Singapore

Mazars シンガポール

Mazars は、監査、会計、税務・法務及びアドバイザー等の専門サービスを提供する、国際的に統合された独立系会計事務所・アドバイザーファームです。

1
つの統合されたグローバル・パートナーシップ


1040
名のグローバル・パートナー


89
カ国（地域）


40 000
名のプロフェッショナル


200
名のプロフェッショナル
(Mazars シンガポール)

1979
Moore's Rowland International の
ネットワーク・ファームに加盟

2007
Mazars Moore's Rowland に変更

2009
Mazars LLP に変更

監査及び保証業務
税務
ビジネス・リスク・コンサルティング
アカウントティング・アウトソーシング
給与計算アウトソーシング
会社秘書役
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス
就労支援及び入国管理サポート
コンサルティング
株式公開
バリュエーション
サステナビリティ・レポート

13 カ言語を超える



概観

シンガポール

シンガポールは、開放的な政策や経済開発戦略により、長年にわたり堅調な市場経済や経済的成功を果たし続けています。トリプル A 信用格付けの国家であり、1.9 兆米ドル以上の運用資産及び 7,510 億米ドルの時価総額を有しています。



通貨

シンガポール・ドル
(SGD)



人口

5.7百万人
(うち74%が華人)



言語

英語(一般的に使われていま
す)
中国語(北京語)、
マレー語、タミル語



宗教

仏教、キリスト教、ヒンズ
ー教、イスラム教



政治体制

議会制立憲共和制



法制度

英国の慣習法(Common
Law)に依拠

地域で信頼されるハブ

透明かつ安定的な政権体制



- 共和制
- 1965年の建国以来の政権の安定的運営は、企業や投資家に安心感を与えると同時に、政策継続性の維持や市場変化への迅速な対応を可能としています。
- 法の支配を重視する政府
- 堅固で透明性のある法制度は、シンガポールの経済成長の信頼の基盤となっています。

多様性・グローバル経済



- 労働集約型輸出産業から医薬品、金融及びビジネス・サービスなどの高付加価値産業への移行
- 新たな成長分野を追求
- 起業家を育む環境
- スタート・アップ企業（特にハイテク分野）をサポートできる体制を有しています。最も注目を集めている業種は、EC、物流、マーケット・スペース、不動産及びフィンテックです。

安定的な成長

- 堅実なマクロ経済政策、開放的かつ市場志向の開発戦略、ビジネス・サポートの思考に基づく規制環境等により、持続的な成長を果たしています。

優秀な労働力



- 生産的であり、良好な労働態度及び技術的熟練を備えた多文化労働力（調和の取れた労使関係）
- 労働人口の過半が高等教育を履修
- 経済及び人口のニーズを補い、外国労働者を受入れる移住政策
- 労働力をマーケット・ニーズに応えさせるための、技術取得及び継続教育への政府補助

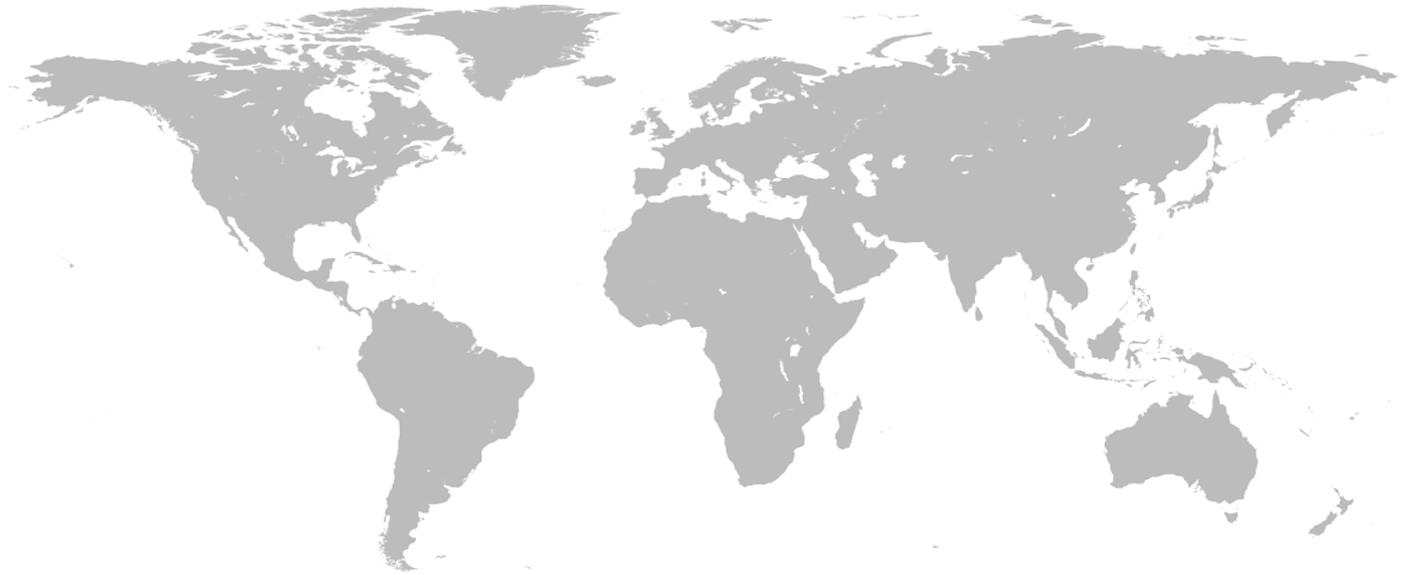
魅力的な税制環境

- 世界で最も低い、シンガポールの所得税率及び法人税率

知的財産権の完備

- 厳格な政策で知的財産(IP)を保護：特許権、商標権、著作権、登録意匠権、植物品種保護、地理的表示、企業秘密、半導体集積回路の回路配置等
- 知的財産権保護体制は、知的所有権の貿易関連事項に関する協定(TRIPS)に依拠しています。

二国間及び域内 FTAs と CECA



1

中国－シンガポールFTA
(関税撤廃: 95%)

2

インド－シンガポールCECA
(関税撤廃: 82%)

3

日本－シンガポールEPA
(関税撤廃: 92.1%)

4

韓国－シンガポールFTA
(関税撤廃: 91.6%)

5

パナマ－シンガポールFTA
(関税撤廃: 98%)

6

トルコ－シンガポールFTA
(関税撤廃: 95%)

7

ペルー－シンガポールFTA
(関税撤廃: 87%)

8

ニュージーランド－シンガポールCEP
(関税撤廃: 100%)

9

ヨルダン－シンガポールFTA
(関税撤廃: 100%)

10

オーストラリア－シンガポールFTA
(関税撤廃: 100%)

11

米国－シンガポールFTA
(関税撤廃: 100%)

12

コスタリカ－シンガポールFTA
(関税撤廃: 95%)

13

湾岸協力会議 (GCC)－シンガポールFTA
(関税撤廃: 99%)

14

欧州自由貿易連合 (EFTA)－シンガポールFTA
(関税撤廃: 99.8%)

15

ASEAN FTA
(関税撤廃: 100%)

16

ASEAN－オーストラリア・ニュージーランドFTA
(関税撤廃: 99%)

17

ASEAN－インドFTA
(関税撤廃: 85%)

18

ASEAN－インドFTA
(関税撤廃: 90%)

19

ASEAN－日本CEP (関税撤廃: 96%)

20

ASEAN－韓国FTA
(関税撤廃: 80%)

21

環太平洋パートナーシップ協定
(関税撤廃: 90%)



事業組織形態

シンガポール進出を検討している海外法人・投資家は、計画している事業についてシンガポール当局へ申請・登録する必要があるか否かを検討する必要があります。

当該事業がシンガポールで法的に許容されるか否かは、特定の事業活動を参照したうえで、これらの活動がシンガポールで事業を営んでいると解釈できるか否かによって判断されます。

シンガポールで事業を営むためには、当事業内容を Accounting and Corporate Regulatory Authority of Singapore (ACRA, 会計企業規制庁) へ登録することが必要となります。

	事業形態	代表者	特徴
<p>支店</p> 	<p>有限責任会社を設立せずに事業活動を行う、外国法人の事業運営形態です。</p>	<p>外国法人の本店から選任された、居住者である代表権者 (authorized representative) が、最低1名必要となります。</p>	<p>シンガポール会社法 (Singapore Companies Act.) により、外国会社に分類されています。</p>
<p>有限責任会社 (LLC)</p> 	<p>有限責任会社 (株式会社) は、外国会社がシンガポールに投資する際の一般的な手法です。</p>	<p>取締役のうち最低一人はシンガポール居住者であることが必要です。株主は1名のみでも可能です。</p>	<p>会社法に基づいて設立されたLLCは、株主から分離された独立した法人格を持ちます。シンガポール居住者が株主となることは、必ずしも必要ではありません。</p>
<p>個人事業またはパートナーシップ</p>	<p>営利を目的として共通に事業を営む個人及びパートナーシップです。</p>	<p>シンガポール居住者であるマネージャーを選任する必要があります。</p>	<p>小規模な事業を行う際に最も適する簡易な事業形態です。</p>
<p>リミテッド・パートナーシップ (LLP)</p>	<p>所有者が柔軟に事業を遂行できるとともに、その責任が有限責任に限定される事業形態です。</p>	<p>最低2名以上のパートナーが必要となります。自然人、内国法人、外国法人、LLPがパートナー適格を有しています。</p>	<p>パートナーシップ及び有限責任会社の双方のメリットを享有できます。</p>
<p>有限責任パートナーシップ</p> 	<p>労資資本的なパートナーシップに適合する事業形態です。1名以上の資本等拠出者と実際の業務執行者とで構成されます。</p>	<p>1名以上のジェネラル・パートナー (General Partner) と1名以上のリミテッド・パートナー (Limited Partner) が必要となります。パートナーはACRAへ登録されます。</p>	<p>独自の法人格を有しません。</p>
<p>駐在員事務所 (RO)</p> 	<p>シンガポールへの新規進出について調査を行う、又は、シンガポールをAPACのハブとして検討している海外企業に適した事業組織形態です。</p>	<p>従業員は5名以下と規制されています。</p>	<p>Enterprise Singapore (シンガポール企業庁) への登録が必要となります。</p>

法的要件

継続義務

- **商号**：支店名は本社名と対応していることが必要です。
- **事業活動**：支店は外国法人によって認定された法的活動にのみ、従事することができます。

Annual General Meeting (AGM, 株主総会)の開催が必要でない場合、事業年度末から7ヵ月以内に支店の監査済決算書をACRAへ提出する必要があります。

- **商号**：Limited Liability Company は社名の最後に「Limited」または「Ltd.」を付け、Private Limited Company は「Private」または「Pte」を付ける必要があります。
- **事業活動**：全ての会社は、会社文書に法人登記番号を含める必要がありますが、会社名を事務所所在地にて明示することは要請されていません。

- LLCは事業年度末から6ヶ月以内にAGMを開く必要があります。
- 事業年度末から7ヵ月以内に Annual return (年次報告書)及びXBRLフォーマットで監査済決算書を提出する必要があります。
- すべてのLLCは、休眠LLCまたは小規模企業でない限り、監査人を任命する必要があります。

- **パートナー**：一般的に、最大20名までとなります。
- **規制**：プロフェッショナル・パートナーシップの許容パートナー数は、法律の規定により異なります。

個人事業及びパートナーは無限責任形態となります。

- **法人格**：LLPはそのパートナーとは別個の独立した法人格を有します
- **法的保護**：LLPの取引当事者を濫用行為から保護するセーフガードがあります。
- **パートナー**：新たなLLPの登記に際し、登記日まで発生したCentral Provident Fundにおける未拠出分を拠出する必要があります。

- 取引や財政状況を十分に説明できる会計及びその他の記録を保管する必要があります。
- 会計記録の保存期間は5年間と定められています。Registrar of Companies (会社登記所)は、調査目的で当該記録を要求する場合があります。
- ACRAに対して、Annual Declaration of Solvency (年次支払能力宣言書)を毎年提出することが要請されています。

- **商号**：LPAに基づき、リミテッド・パートナーの限定責任を第三者に明示するため、LP社名に「Limited Partnership」または「LP」を付けることが要請されている。
- **ジェネラル・パートナー**：日々の管理と運営に責任を負います(債務/義務に責任を有しています)。
- **リミテッド・パートナー**：受動的な役割を担い、責任はLPへの出資額の範囲に限られます。

- LPは会計監査を受ける義務がありませんが、取引及び財政状況を十分に説明できる会計及びその他の記録を保管する必要があります。
- 会計記録の保存期間は5年間と定められています。Registrar of Companies (会社登記所)は当該記録を要求する場合があります。

- **要件**：外国法人の売上高が25万米ドル以上であり、設立後3年経過していることが必要です。
- **事業活動**：許容される事業活動は、厳密に「市場調査及びフィージビリティ・スタディ」に限定されます。
- **制限**：同グループの他社のためにシンガポールで活動することは、許容されていません。

駐在員事務所は登録日から最長3年間運営可能であり、毎年その状況について、シンガポールにより更新審査を受けることとなります。



法人税及び個人所得税

課税所得及び税額は前年度の暦年ベースで決定・賦課されます
(賦課年度)。

事業の経営及び管理がシンガポールで行われている場合、当該企業は税務上の居住者とみなされます。

原則として、①取締役会が事業の経営及び管理を行っている場所や、②取締役会の開催地に基づいて、居住者ステータスが判定されることになります。

シンガポールにおいて事業の経営及び管理が行われているかの判定に際しては、その他の要素や状況が考慮されることがあります。

シンガポール市民またはシンガポール永住者ではない個人が、賦課年度の前年に、シンガポールに183日以上滞在もしくは雇用されている場合には、税務上、シンガポール居住者とみなされます。

当該ルールは暦年ベースで適用されます。なお、IRASの行政上の措置によれば、以下の適用条件が満たされる場合には、税務上のシンガポール居住者としてみなされます：

- **2年間**：2暦年以上にわたって連続して183日以上シンガポールで雇用される場合（滞在を含む）は、いずれの賦課年度も、税務上のシンガポール居住者として取扱われます。
- **3年間**：3年以上の賦課年度に渡って連続してシンガポールで雇用されている場合（滞在を含む）は、3年間の全ての賦課年度において、税務上のシンガポール居住者として取扱われます。



法人税及び個人所得税 における居住者

シンガポール会社および支店においては、シンガポール国内で生じた所得、及び、シンガポールで受領したシンガポール国外源泉所得が、法人税の課税対象となります。

外国税額控除

二重課税の場合、シンガポール居住者には外国税額控除が適用されます。控除限度額は、支払外国税額とシンガポールにおける法人税のいずれか低い金額となります。外国税額控除の適用については、租税条約及び相手国との片務的税額控除規定に準拠することになります。

国外所得の送金

シンガポール居住者とみなされる企業の場合、配当、支店所得およびサービス所得（特定国外源泉所得）の形態による外国からの送金は、所定の要件が満たされれば免税となります。要件を満たさない特定国外源泉所得については、特定の状況により免税措置が認められる場合があります。

法人税率

法人税率は原則 17%と規定されています。なお、\$300,000 までの課税所得（シンガポール配当金を除く）については、部分免税の制度が設けられています。

- \$10,000 までの課税所得の 75% ; 及び
 - \$10,000 から\$290,000 までの課税所得の 50%が課税対象外となります。
- シンガポールでは、事業活動内容や投資額に応じて、多様な優遇措置や税額減免措置が設けられているため、場合によっては、最大\$300,000 の課税所得が全額免税の対象となる場合もあります。

本国への利益送金

シンガポール会社による配当金の支払いや支店利益の送金に関して、源泉税は課されません。シンガポール居住者からの支払配当については、課税所得や非課税所得からの支払であっても、免除されます。

欠損金

繰越欠損金は、株主テストの要件次第（以下ご参照）によっては、無期限に繰越される場合があります。税務上の減価償却費用（Capital Allowance）超過額は、株主テスト及び同一事業継続性テストの結果次第によっては、当年度課税所得と相殺できるか、または、無期限に繰越することができます。当該テストの要件を満たす場合、総額\$100,000 の欠損金及び税務上の減価償却費用は、過去 1 年間分の繰戻還付を受けることができます。

赤字企業が株主テストの要件を満たすため、テストに規定された両判定日において、重要な株主(50%以上)は同一株主であることが要求されています。赤字企業の株主が他の会社である場合には、終局的な親会社の実態に応じて判定されることとなります。



移転価格

移転価格（Transfer Pricing, TP）とは、関連当事者間の商品、サービス、および無形資産の価格設定のことをいいます。IRAS は、移転価格は独立企業間価格（Arm's Length Principle）により決定されるべきとしています。納税者は、独立企業間価格で関連当事者取引を実施していたとしても、価格設定の証拠を記録する義務があります。いわゆる、移転価格の文書化です。

シンガポールにおいては、2018年1月1日以降、特定の金額を超えた取引または総収入が\$1,000万を上回った場合に、TP文書化が要請されます。独立企業間価格を採用することにより、納税者と税務当局は、関連当事者取引に関して共通基準に依拠できることとなります。

シンガポールは、包括的な税源浸食及び利益移転防止措置（BEPS）プロジェクト参加国の一員であり、当事国として、有害税制、租税条約の濫用、移転価格に関する国別報告及びクロスボーダー税務訴訟の解決等、BEPSで最低限要請されている4つの原則を遵守しています。

シンガポール優遇税制

租税条約(DTA)

シンガポールが他国と締結した租税条約(DTA)は、シンガポール居住者が得た国外所得に関する二重課税の防止に寄与しています。DTAは、シンガポールと条約相手国の特定のクロスボーダー収益に対する課税権利を定め、税額減免の条件を規定しています。シンガポール及び条約相手国の居住者のみに対して、DTA優遇措置が適用されます。現在、シンガポールは日本、中国、マレーシア、インドネシア、英国をはじめ80カ国以上の国と租税条約を締結しています。

国別報告書 (CbCR)



ECDの提言により、規定条件を満たしたシンガポールに本社を設置している多国籍企業(MNEs)には、CbCR作成義務が課されています。シンガポール多国籍企業グループの最終親会社(Ultimate Parent Entity)は、グループ全社に関するCbCRを作成しIRASへ提出しなければなりません。



共通報告基準 (CRS)

CRSは、各国の税務当局間において、税務目的に関して、金融口座情報を自動的に交換(AEOI)できる制度に関する国際基準です。

AEOIの目的は、オフショア金融機関口座を通じた租税回避行為を把握し阻止することにより、租税の透明性を高めることです。CRSのもと、シンガポールに基盤を置く金融機関(SGFIs)は、金融口座所有者の税務上の居住地を把握し、金融口座に関する情報をIRASに報告することが必要とされています。

投資保証協定



投資保証協定(Investment Guarantee Agreement, IGA)は、他国へ投資する際の基準と保護を明確にしたリーガル・フレームワークであり、両国間の投資活動を促進するために締結されています。

IGAは、公正公平待遇の原則、非差別の原則、収用時の補償、資金の自由移転、および投資家と国家間の紛争解決制度等を規定しています。

一般的に、シンガポール国内源泉所得のみが個人所得税の課税対象となります。適格のユニット型投資信託、不動産投資信託、債券、銀行預金等からの投資収益は非課税です。個人の事業所得は法人税と同じ方法によって算定され、同じ税額減免制度が適用されます。ただし、個人所得税に関して、法人税法上の控除が認められるのは比較的困難といえます。

給与所得

シンガポールでの雇用契約による給与所得は、シンガポール国内源泉所得とみなされます。

シンガポールでの雇用から生じた給与、賃金、休暇手当、コミッション、賞与、退職金、年金、金銭的及び非金銭的な手当等は、個人所得税の課税対象となります。

IRAS 行政上の措置等により例外とされる場合を除き、現物支給の給与（いわゆる現物給与）には個人所得税が課されます。教育費、住宅の提供、一時帰省渡航費や自動車、長期勤続賞、および、国外の年金拠出等の付加給付も、一般的に課税対象となります。

住宅手当に関しては、会社から従業員に現金で支給された場合には、当支給金額は課税所得とみなされます。なお、会社が家具付きの住居を従業員に提供した場合には、特定の計算式やレートに基づいて課税金額が算出されます。ホテル以外の住居またはサービスアパートメントに関する住居手当については、賃貸物件の年間価値額に基づいて課税されます。

従業員は、就労の過程で発生した特定の費用（プロフェッショナル協会の年会費、出張旅費、接待費等）を非課税所得及び税額控除対象とすることができます。当該費用に関して、勤務遂行上必然的に発生する費用であることを IRAS へ証明する義務を負うのは、従業員です。

当該費用に関して、勤務遂行上必然的に発生する費用であることを IRAS へ証明する義務を負うのは、従業員です。

個人所得税

NOR スキーム

申請が認められた場合、当該個人には NOR ステータスが与えられ、所定の条件を満たすことにより 5 年間連続して、以下の優遇措置を享有できることとなります：

- シンガポールの給与所得は、シンガポール滞在期間に応じた日数案分計算に基づいて算定されます。
- 会社が負担している従業員の国外の任意社会保険制度への拠出分は、免税となります（非シンガポール国民/非シンガポール永住者のみ）。

なお、当スキームは 2019 年以降廃止されず、2020 年度に最終の NOR ステータスが付与され、2024 年度において失効します。



以下の条件を満たせば、NOR ステータス適格と判断されます。

- 当賦課年度において、シンガポール居住者であること。
- 直前 3 年間の賦課年度は非居住者であること。



所得控除

所定の条件を満たせば、居住者には次のような個人所得税の控除が認められます。なお、2018年度より、所得控除額には年間 S\$80,000 の上限が設けられています。

- 納税者の年齢に応じて、S\$1,000からS\$8,000の基礎控除が認められています。
- 納税者が扶養している配偶者について、配偶者の前年の年収がS\$4,000を超えない場合、S\$2,000の配偶者控除が認められます。
- 納税者が扶養している未婚の子供について、16歳未満又は就学中であり、前年の年収がS\$4,000を超えない場合、子供1人当たりS\$4,000の子供控除が認められます。
- シンガポール中央積立基金の従業員拠出分について、控除が認められます。
- 生命保険料控除が認められています（従業員の個人CPF拠出金控除と生命保険料控除の合計額はS\$5,000ドルを超えないことが必要です）。
- S\$5,500までの教育費控除が認められています。
- 前年度に1名の外国籍メイドのために支払ったメイド税の2倍の金額のメイド税控除（既婚及び夫と別居、離婚、死別しており、子供と生活を共にしている女性納税者のみに適用されます）が認められています。
- 2019年（2020賦課年度）に適用要件を満たせば、障害のある未婚の子供（年齢不問）に関する祖父母介護控除が認められます。



個人投資所得 に関する税金

賃貸料や貸付金の利子等でシンガポール源泉の収入は、一般的に課税対象となります。ただし、シンガポールで認可された銀行や金融機関への預金利子は非課税となります。シンガポール居住者である会社からの受取配当金も免税となります。パートナーシップを通じて受領した収入以外、個人居住者の外国源泉所得はシンガポールでは課税されません。

シンガポールでは一般的に、従業員の月次給与所得に対する源泉徴収制度は設けられていません。

個人は所得税申告書を提出すると、IRAS は賦課決定通知書 (Notice of assessment) を発行し、それに基づいて徴税します。賦課税額に異議がある場合でも、賦課通知の決定額を、賦課決定通知日から 1 ヶ月以内に納税しなければなりません。なお、IRAS が認めた場合には、納税者は毎月の分割納付 (最大 12 回) によることができます。

納税者は、賦課額に異議がある場合、賦課決定通知日から 30 日以内に IRAS へ不服申立を行うことができます。

物品・サービス税 (GST)

GST は付加価値税の一種であり、シンガポールでの国内消費に課される税金です。シンガポール企業がシンガポールで提供する財貨・サービス、およびその輸入に対して適用されます。

現在、シンガポールの GST 税率は 7% であり、シンガポールで提供される財貨・サービス、および財貨の輸入に課されています。年間の課税売上高が S\$100 万を超える事業者は、GST 課税事業者として登録し、四半期ごとに GST 申告書を提出する必要があります。

2020 年 1 月 1 日以降、非居住者である事業者がシンガポールで提供しているデジタルサービスの支払額については、GST の課税対象となります。（支払とサービス提供双方が 2020 年 1 月 1 日以降の場合）

シンガポールで S\$10 万を超えるデジタルサービスを提供し、全世界売上高が S\$100 万を超える国外サプライヤーは、シンガポールで GST 登録を行う必要があります。

全球营业额超过 100 万新元的海外供应商，为其提供数字服务新加坡的客户超过 10 万新元，需要在新加坡注册 GST 税。

印紙税

印紙税は、不動産売買、処分、賃貸権および株式の譲渡に関連して課されます。企業再編や合併・買収の際に一定の要件を満たす場合には、印紙税の減免制度が適用されます。

不動産税

不動産税は、すべての不動産所有者に課され、不動産の年次評価額に基づいて算定されます。商業用・工業用建物については、年次評価額の 10% が課税されます。所有者自身及び非所有者が居住している居住用不動産は、各々年次評価額に応じた累進課税により課税額が算定されます。

関税

シンガポールでは、アルコール、タバコ、自動車、および石油製品に対して、特定の税率に基づく関税が課されます。

相続税・贈与税、及び、為替管理

シンガポールでは相続税や贈与税が課されません。また、為替管理規制もありません。

A photograph of a modern, angular architectural structure with a light-colored facade and a green-tinted glass section, set against a clear sky. The structure is composed of several large, flat panels that meet at sharp angles, creating a dynamic, geometric form.

就労及び入国

シンガポール政府は、労働力を増やすために、国家経済に貢献できる資格やスキルを持つ優秀な外国人人材の採用を促進しています。

外国人が、シンガポールにおいて雇用されるか事業を行う場合には、労働省（Ministry of Manpower, MOM）から対応するビザを取得する必要があります。

ビザの種類は、業種やスキル、賃金に応じて異なります。

	対象者	給与	特徴
パーソナライズド・エンプロイメント・パス (PEP)	外国人プロフェッショナル	<ul style="list-style-type: none"> 直近6カ月の給与が S\$18,000 以上 Employment Pass の保有者については、基本月額報酬が S\$12,000 以上 	<ul style="list-style-type: none"> PEP は各従業員にリンクされ、メリットに基づいて付与されます。 ビザ所持人は、新たなビザ申請が必要なく、あらゆる分野に就職及び転職することが可能である。
エンプロイメント・パス (EP)	高等教育を履修し、もしくは専門的な経験を有している外国人	S\$ 3,600 以上	<ul style="list-style-type: none"> ある程度の学歴、プロフェッショナル資格及び専門スキル等を十分に備えていることが要求されます。 申請：MOM は個別ケースごとに、駐在員に EP を付与するか否かを決定します。
S パス (The S Pass)	外国人プロフェッショナル (中技能)	S\$ 2,300 以上	<ul style="list-style-type: none"> S Pass 申請者は、給与、教育資格、スキル、職種及び経験などを考慮したポイントシステムによって評価されます。 業種により、雇用税及び定員数が適用されます。
ワーク・パミット (WP)	半熟練及び未熟練の外国人	基本賃金の下限は規定されていません。	北アジア、非伝統国、中国籍の労働者を雇用する雇用主は、労働者1人あたり S\$ 5,000 の保険金と外国人雇用税を負担する必要があります。
扶養家族・パス (DP)	配偶者及び21歳未満の未婚である子供	関連する EP/S Pass 所持者の月収は、S\$6,000 以上である必要があります。	DP 所持者は、以下のサービスに自身の名義で加入できません。(携帯通信、インターネットプロバイダー及び TV 通信契約)
アントレ・パス (Entre Pass)	シンガポールで開業予定の外国人	基本賃金の下限は規定されていません。	<ul style="list-style-type: none"> ビザ申請時点にて ACRA に登録されている6カ月未満の Private Limited Company の30%以上の株式を保有する必要があります。 起業家、イノベーター、投資家等のイノベティブ申請要件を満たす必要があります。
永住権 (PR)	永住権を希望する外国人	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主と従業員は CPF に拠出する必要があります。 PR の息子が18歳になった時には、兵役義務を果たす必要があります。 	

有効期間

PEP は 3 年間有効であり、更新することができません。

最初に取得した EP は 1~2 年間有効であり、更新時には最大 3 年間有効になります。EP は特定の雇用主と関連付けられ、雇用主の変更に際しては、再申請が必要となります。

最初に取得した S Pass は最長 2 年間有効であり、更新時には最大 3 年間有効になります。

WP は、当初取得時及び更新時ともに最長 2 年間有効です。

DP は MOM の審査に応じて、1~3 年の有効期間が付与されます。配偶者と扶養家族のビザ有効期間は、就労ビザ保有者の期間と同様です。

当初取得時と 1 回目の更新時は、1 年間有効です。2 回目の更新時以降は、最長 2 年間の有効期限が付されます。

長期間シンガポールに滞在することが可能となります。



雇用法

雇用法 (Employment Act, EA) はシンガポールにおける雇用・労働に関する法律であり、一般的に雇用契約を締結している雇用者に適用されます。EA は、月給 S\$4,500 以下のプロフェッショナル、マネージャー、およびエグゼクティブも対象としています。

雇用条件は、基本的に雇用主と従業員の間で自由交渉により決められます。

EA が適用されない場合、雇用主と従業員が署名された雇用契約に基づいて雇用条件を合意することになります。就労に関する法律としては、以下が例として挙げられます：

- 中央積立基金法
- 会社法
- 外国人労働者雇用法
- 入国管理法
- 所得税法
- 産業関係法
- 定年退職及び再雇用法
- 児童育成共同救済法
- 個人情報保護法
- ハラスメント防止法
- 技能開発税法
- 労働組合法
- 不公正契約条項法
- 労働災害補償法
- 職場安全衛生法



中央積立年金基金

中央積立年金基金(Central Provident Fund, CPF)は社会保障貯蓄制度であり、医療、退職及び住宅購入等の費用に充てられることとなります。

拠出率は、年齢、賃金水準と従業員の国民ステータス（シンガポール国民及び永住者）によって異なります。CPF への月額拠出額は S\$6,000 を上限としますが、上限を超える任意拠出も可能です。

CPF 拠出の従業員負担分は、毎月の給与から差引いて源泉徴収されます。雇用主は、CPF 法に定められた拠出率に基づき、シンガポール国民及び永住者である全従業員の CPF 月次拠出分を納付する必要があります。

納付すべき拠出分は、月次の通常賃金と追加賃金に基づいて計算されます。

以下の場合には、CPF 拠出は認められません：

- 外国籍の Employment Pass, S Pass または Work Permit 所持者
- 取締役の報酬



お問い合わせ

Denis Usher

Managing Partner
Denis.usher@mazars.com.sg

Chris Fuggle

Head of Accounting and Outsourcing
Chris.fuggle@mazars.com.sg

Rick Chan

Head of Audit
Rick.chan@mazars.com.sg

Shota Oya

Partner
Shota.oya@mazars.com.jp

www.mazars.sg